

貸 借 対 照 表

平成27年3月31日現在

社会福祉法人 藤井寺市社会福祉協議会
一般会計

(単位:円)

1	科 目	当 年 度 末	前 年 度 末	増 減	科 目	当 年 度 末	前 年 度 末	増 減
2	資 産 の 部				負 債 の 部			
3	流 動 資 産	85,079,929	78,262,579	6,817,350	流 動 負 債	15,351,138	10,305,848	5,045,290
4	現 金	10,000	11,000	-1,000	会計単位外借入金	0	0	0
5	預 貯 金	73,310,976	63,488,355	9,822,621	経 理 区 分 勘 定	0	0	0
6	未 収 金	11,758,953	14,763,224	-3,004,271	未 払 金	5,342,123	5,229,288	112,835
7	貯 蔵 品	0	0	0	未 返 還 金	9,602,985	4,633,780	4,969,205
8	立 替 金	0	0	0	預 り 金	366,030	384,780	-18,750
9	前 払 金	0	0	0	前 受 金	40,000	58,000	-18,000
10	会計単位外貸付金	0	0	0	その他の流動負債	0	0	0
11	経 理 区 分 勘 定	0	0	0				
12	仮 払 金	0	0	0	固 定 負 債	70,060,585	60,546,585	9,514,000
13	徴収不能引当金	0	0	0	設備資金借入金	0	0	0
14	その他の流動資産	0	0	0	長 期 預 り 金	3,187,825	1,687,825	1,500,000
15					退 職 給 与 引 当 金	66,872,760	58,858,760	8,014,000
16					その他の固定負債	0	0	0
17	固 定 資 産	84,599,205	79,035,185	5,564,020				
18	基 本 財 産	1,000,000	1,000,000	0	負 債 の 部 合 計	85,411,723	70,852,433	14,559,290
19	基本財産特定預金	1,000,000	1,000,000	0	純 資 産 の 部			
20	建物(基本財産)	0	0	0	基 本 金	1,000,000	1,000,000	0
21	土地(基本財産)	0	0	0	基 本 金	1,000,000	1,000,000	0
22								
23								
24	その他の固定資産	83,599,205	78,035,185	5,564,020	基 金	19,888,107	19,888,107	0
25	建 物	0	0	0	福 祉 基 金	19,888,107	19,888,107	0
26	建物附属設備	0	0	0				
27	車 輛 運 搬 具	294,009	552,938	-258,929	国庫補助金等特別積立金	0	0	0
28	器具及び備品	566,249	948,470	-382,221	国庫補助金等特別積立金	0	0	0
29	土 地	0	0	0				
30	権 利	0	0	0	その他の積立金	0	0	0
31	ソフトウエア	293,790	587,580	-293,790	人件費積立金	0	0	0
32	長期預け金	0	0	0	修 繕 積 立 金	0	0	0
33	退職共済預け金	62,557,050	56,058,090	6,498,960	備品等購入積立金	0	0	0
34	積立預金	19,888,107	19,888,107	0	退職共済積立金	0	0	0
35	その他の固定資産	0	0	0				
36					次期繰越活動収支差額	63,379,304	65,557,224	-2,177,920
37					次期繰越活動収支差額	63,379,304	65,557,224	-2,177,920
38					(うち 当期活動収支差額)	-2,177,920	714,311	-2,892,231
39					純 資 産 の 部 合 計	84,267,411	86,445,331	-2,177,920
40								
41	資 産 の 部 合 計	169,679,134	157,297,764	12,381,370	負 債 純 資 産 合 計	169,679,134	157,297,764	12,381,370

脚注: 1. 減価償却費の累計額 10,393,603円

注記: 1. 重要な会計方針

- (1) 社会福祉法人会計基準を適用しています。
- (2) 退職給与引当金の計上基準 職員の退職金の支給に備えるため、全社協職員退職手当積立金規程により計算した退職給与引当金を計上しています。
- (3) 減価償却の方法 定額法によっています。
- (4) 消費税の処理 税込方式によっています。

2. 担保に供している資産なし

3. 重要な後発事象 該当ありません。